

令和2年4月8日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「緊急事態宣言」発令について

加盟クラブ 各位

4月7日、安倍内閣総理大臣より、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。対象地区は、感染が急拡大している東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県で、実施期間は4月7日から5月6日までです。西村康稔経済財政・再生相は、同日の国会答弁で対象地域は「必要があれば追加を考えたい」と語られており、刻一刻と変化する現在の状況では、更なる宣言の対象地域の追加や期間延長も視野に入れての対応が必要です。

東京都は、発令後に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第45条に基づき、「東京都行動計画〈緊急事態宣言時の措置〉」を発表しました。スイミングクラブは、同計画の「区分3施設」に記載される「建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える水泳場」に該当するものと思われます。東京都は、休業要請業種については詳細まで定め、休業要請を行う予定ですが、他の6府県では、業種指定の休業要請はせず、先ず「外出自粛要請」で対応し、効果を見極めたうえで今後判断したいと表明している自治体もあります。

今回政府が発令した緊急事態宣言の本来の趣旨からいえば、業種指定に係わらず、発令対象地区で運営しているスイミングクラブは、指定期間中の休業要請に応じることが望ましいと考えます。しかしながら、現状の各クラブの消毒や3密環境対応等、感染防止対策は非常にしっかりとされており、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に優れた環境でもあります。

緊急事態宣言対象地区外のクラブ、並びに対象地区で休業要請業種に指定されなかったクラブにおきましては、従来通り、企業としての自主決定で休業・営業の継続をご判断ください。また、営業を継続される場合には緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、より一層の感染防止対策と地域社会に配慮したクラブ運営をお願い申し上げます。

当協会もまた、今後の動向を見守りながら対応策を検討し、随時、最新情報を加盟クラブ各位に提供してまいります。

以上